平成２２年（フ）第４４号
北海道帯広市東６条南７丁目11番地１　コーポアベニューＥ67・302号室
債務者　永井　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
北海道中川郡池田町字旭町３丁目10番地の８鈴木マンションＢ棟210号室
債務者　木越　洋介
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
山口県下松市末武上1948―１　ファミールＭ103号、住民票上の住所山口県下松市潮音町２丁目６番５号
債務者　酒匂大三郎
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４６号
山口県周南市羽島２丁目11番５―404号
債務者　石丸　和美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３９号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目９番８号
債務者　影山小百合
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
長崎県西海市大島町1894番地７
債務者　東　　宗雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
長崎県西海市大島町1894番地７
債務者　東　いづみ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
長崎県北松浦郡鹿町町下歌ケ浦免984番地17
債務者　調　　良孝
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
長崎県北松浦郡鹿町町下歌ケ浦免984番地17
債務者　調　　照代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
長崎県佐世保市清水町163番地
債務者　古賀　美子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
長崎県佐世保市木宮町２番10号　ロイヤルガーデン402
債務者　濱窄　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
長崎県佐世保市小佐世保町９番14号
債務者　杉原加津子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
長崎県佐世保市花園町２番２号　市営花園住宅103号室、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越２丁目２番１―２号　泉福寺
債務者　野田　耕藏
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元８番地１
債務者　齋藤　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元８番地１
債務者　齋藤ゆう子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
青森県つがる市木造桜木８番地２　桜木団地142号
債務者　福田セツ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係